

三豊市監査委員告示第 3 号

令和 6 年度定例監査（第 1 回）の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 27 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 高木 修

三総総第 7 7 5 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 高木 修 様

三豊市長 山下 昭史

令和 6 年度定例監査結果(第 1 回)報告に基づく措置について

令和 6 年度定例監査結果(第 1 回)報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
共通事項	管財課	・公用車の安全運転対策について 道路交通法施行規則の一部改正に伴い令和5年12月1日から安全運転管理者が選任されているすべての事業所において、自動車を運転する者に対するアルコール検知器によるアルコールチェックが義務化された。このことにより三豊市役所安全運転管理者より「公務における自動車運転時の酒気帯びの有無の確認に関し、アルコール検知器の使用義務化について」を発出し、安全運転対策が周知されている。 そしてアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認については、運転日誌に新たにアルコールチェック欄を追加し、確認の記録をすることとなっている。公用車使用時の運転日誌を確認したところ、アルコールチェック項目がない旧様式を使用しているものや未記入、明らかなチェックミスもあった。記録簿は1年間の保存義務があり、酒気帯びの有無の確認状況が正確に記されていない状況にある。 道路交通法施行規則一部改正の意図を再認識し、事故の未然防止に資するよう全庁的な安全運転対策に取り組まれない。	道路交通法施行規則の改正により、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行うことが義務付けられたことについて、職員周知を再度徹底して行った。 また、紙で運用している運転日誌をQRコードから読み取り入力する方法へ切り替えることで、酒気帯び有無のチェック漏れを機械的に防ぐよう改善を行った。